

# 野辺地町産業振興促進計画

平成31年2月28日作成  
青森県上北郡野辺地町

## 1. 計画策定の趣旨

野辺地町は、青森県北部の下北半島と夏泊半島に挟まれた、むつ湾に沿った湾入域に位置しており、東南は東北町、東北は横浜町及び六ヶ所村、西は平内町と接しています。町の区域は、南北に15.8km、東西に12.5kmで、総面積は81.68km<sup>2</sup>で、北をむつ湾に面し、南に八甲田連峰の山麓を背負い、東には緑豊かな丘陵が続いています。全体的に西高東低で、むつ湾からなだらかな平地が広がっています。河川は、奥羽山脈を源とする野辺地川が町の中心部を北に向かって流れ、枇杷野川、与田川、二本木川などの支流と合流してむつ湾に注いでいます。これらの川は、流域の農地のかんがい用水の役割を果たしています。

町の人口は、平成27年の国勢調査では13,524人（ピーク時の昭和55年と比べて26.6%減少）であり、人口減少が続いています。人口の減少トレンドの背景には、若年層を中心とした人口の流出が大きく影響しているところです。生産年齢人口比率は55.6%と全国（青森県）平均より低く、老年人口比率は33.8%と高齢化が続いています。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」では、平成52年には総人口が8,969人となり、生産年齢人口比率が45.4%まで落ち込み、高齢化率は47.1%まで増加すると見込まれています。

産業は、野辺地葉つきこかぶの栽培、ホタテガイの養殖漁業を中心とした農林漁業が盛んですが、交通の結節点を活かしてホタテ加工業・商店、飲食店業などが比較的多く立地しており、地域の雇用を支えてきました。就業人口から産業構造をみると、第1次産業は長期的に減少傾向であり、第2・3次産業は平成12年をピークに減少しており、それに伴い就業率も下降しています。また、長引く不況による業務の縮小と厳しい競争環境の下、事業所数・従業者数は減少傾向で、地域経済の活力の低下が懸念されているところです。

本計画は、本町の産業の現状把握と課題を示し、課題の解決に向け、野辺地町まちづくり総合計画の理念や方向性に即しつつ、内外環境の変化に積極的に対応して、本町として目指すべき産業振興の方向性や産業振興に必要な取組を示し、もってまちづくりを支える地域経済の活力再生と雇用の場を創出し若年層の定住を図ることを目的として、半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の2第1項の規定に基づき策定するものです。

## ○参考資料

### ・総人口の推移

(単位：人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	15,969	16,012	15,218	14,314	13,524
年少人口 (14 歳以下)	2,860 17.9%	2,228 13.9%	1,916 12.6%	1,612 11.3%	1,425 10.5%
生産年齢人口 (15～64 歳)	10,320 64.6%	10,429 65.2%	9,453 62.1%	8,473 59.5%	7,513 55.6%
老年人口 (65 歳以上)	2,788 17.5%	3,335 20.8%	3,847 25.3%	4,166 29.1%	4,565 33.8%

資料：国勢調査

### ・産業別就業人口の推移

(単位：人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業人口	7,609	7,912	7,184	6,469	6,284
就業率	47.6%	49.4%	47.2%	45.2%	46.5%
第 1 次産業	816 10.7%	626 7.9%	595 8.3%	546 8.4%	492 7.8%
第 2 次産業	2,259 29.7%	2,519 31.8%	1,950 27.1%	1,702 26.3%	1,609 25.6%
第 3 次産業	4,528 59.5%	4,767 60.3%	4,631 64.5%	4,206 65.0%	4,133 65.8%

資料：国勢調査

※分類不能の産業に就業人口が計上されている年は、第 1 次産業から第 3 次産業までの就業率の計は 100%になりません。

## 2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地域は、野辺地町全域とします。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までとします。

## 4. 産業振興の基本的方針

### (1) 野辺地町の産業の現状

平成26年の本町総生産額は、297億8千6百万円で、その構成比は、第1次産業が2.9%、第2次産業が18.9%、第3次産業が78.2%となっています。

野辺地町は、ホタテ加工業を中心に、中心部を流れる野辺地川流域の平野部では比較的商工業が多く、西部の海岸沿いでは水産業が立地しています。

産業大分類別の就業者数をみると、男女ともにサービス業、卸売業・小売業に従事する人が多くなっており、第3次産業を中心とした産業構造がデータからも見受けられます。

しかし、近年の産業の状況は、全国的な景気低迷に加え、厳しさを増す競争環境の下、産業全般にわたり厳しい状況が続いており、事業所数、従業員数が減少、業務の縮小等が見られています。これに伴い、雇用環境の悪化にも直面しており、今後も地域経済の活力の低下が懸念されているところです。

インフラ基盤についてみると、青森空港、三沢空港をはじめ、一部供用開始している下北半島縦貫自動車道など、交通インフラが整備され、陸路と空路は充実しつつあるものの、北西の町中心部をはじめ、町内では利便性が劣っており、企業進出や観光客の集客に十分に結び付いていないのが現状です。

#### ■ 農林漁業・農林水産物等販売業の現状

本町の農業は、春から夏にかけて吹く「やませ」による冷涼な気候で品質よく育つこかぶ、ながいもを中心に展開されています。ゆうき青森農業協同組合野辺地営農センターが取り扱う野菜類は、最近では10億円以上の販売額を達成しており、特にこかぶは、平成24年8月に「野辺地葉つきこかぶ」として商標登録、ブランド化され、首都圏や関西方面で販売されています。

しかし近年、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業従事者の高齢化と後継者不足は大きな問題となっています。また、食生活の多様化や気候変動、価格の低迷、農産物輸入の自由化や地域間競争の激化などにより、農業経営は厳しい状況に置かれています。こうしたこともあり、平成22年4月には野辺地町農業協同組合が近隣の4農業協同組合と合併し「ゆうき青森農業協同組合」となり、生産・販売などの面から農業経営の強化を図っています。

本町の海面漁業形態は、ホタテガイの養殖漁業を中心に、小型機船底曳網や刺網などの漁船漁業となっています。水揚量では、ホタテガイが全体の95%以上を占め、そのほとんどが漁業協同組合を通して系統出荷され、むつ湾の伏流水の恩恵による独特の美味さと3年間育成した貝柱の大きさを売りにして、首都圏や関西方面をはじめ日本各地に出荷されています。

また、ナマコの出荷にも力を入れており、一時は資源の減少から漁獲量が大幅に落ち込みましたが、操業の一部制限や漁場の造成などを実施したことにより、近年は回復基調にあります。

ホタテガイ及びナマコについては、消費者が生産者情報を確認することができる

「生産管理出荷情報システム（トレーサビリティシステム）」を導入しており、生  
産品としての付加価値の向上に努めています。

さらに、平成26年5月からは、(株)イトーヨーカ堂のプライベートブランドと  
して、ホタテガイでは全国初、青森県の生産品でも初の「顔が見えるお魚（ホタテガ  
イ）」の登録、そして取引を開始し、首都圏の店舗で販売され出荷量も向上していま  
す。

一方、内水面漁業については、国策であるサケの人工ふ化放流事業は県内でも規模  
が大きく、重要な役割を担う位置づけとなっています。

#### ■商工業の現状

本町の商店街は、町中心部を南北に縦走する国道279号に沿った一帯に形成され、  
古くから周辺町村を含めた商圈の拠点としてその役割を果たしてきました。

これまで商工会を中心に、事業者に対する経営改善指導や相談体制の充実を図ると  
ともに、商業協同組合による「のへじふれあいカード（ポイントカード）」、「共通商  
品券」の導入などにより購買力の流出防止に取り組んできました。

さらに、「まちなかにぎわい商工祭」、「郷土の味を楽しむ会」、「花火大会」の開催  
や、街コン、ドリンクラリーの開催など、商店街の活性化を図るための各種事業を展  
開しています。

#### ■宿泊業・観光関連産業の現状

本町は、国鉄・鉄道網において、県内の三八上北地域、下北地域及び津軽地域を結  
ぶ中継点として交通の要衝となっていました。しかし、平成22年の東北新幹線全線  
開業以来、県内を訪れる観光客の移動動線が大きく変容し、基点となる全国レベルの  
観光資源を有しない本町にとっては大きな節目となっています。

#### ■情報通信・情報サービス業等の現状

本町におけるインターネット接続サービスの状況は、市街地では光回線が導入され  
ており、それ以外の地域でもADSL回線が利用でき、全域で高速通信サービスを受  
けることができます。また、携帯電話や情報処理端末については、山間部などを除い  
てほぼ全域での通信が可能となっています。

また、町民にとって最も身近なテレビ放送については、平成23年7月の地上波デ  
ジタル化に伴う難視聴対策を実施し、町内全域で視聴が可能となっています。

### (2) 野辺地町の産業振興を図るうえでの課題

本町の産業振興を図るためには、大きく分けて、既存事業の活性化と企業誘致活動  
をはじめとする新事業の創出の2点が課題であると認識しています。各産業において  
は以下の課題が挙げられます。

#### ■農林漁業・農林水産物等販売業における課題

農地の集約化と認定農業者・集落営農組織の育成・支援に取り組んできましたが、将来にわたり良質な食料の安定供給と農業が持つ多面的機能が維持されていくためには、意欲ある担い手の育成・確保が課題となっています。

今後は、食の安全に配慮した自然循環型農業の展開や農地の流動化と集積、農地の保全、安定的な収入の確保、地産地消への取組みなど、営農の様々な課題への対応が求められています。

また、林業については、近年の木材価格の低迷や山林所有者の高齢化などにより、手入れが不十分な森林が増えてきていることから、適正な森林施業に努めていく必要があります。

畜産については、飼養農家数、生産額とも減少傾向にあり、今後は、地域の特性や経営形態に応じた多様かつ合理的な経営を促進しながら、産地力の強化を図っていく必要があります。

水産業については、今後は、漁場の環境保全に努めるとともに、作業の省力化・効率化や漁場整備などを推進しながら、トップセールスの実施による国内外への販路の拡大に努め、漁獲量の増大や漁家収入の増収を図っていくことが重要となっています。

#### ■ 商工業における課題

近年は、人口減少・流出と景気の停滞の中、売上げの減少・収益性の悪化から脱却できないまま、少子高齢化の進展と後継者不足などにより、廃業が顕著になっており、商店会数が減少するなど商店街の衰退が一段と進んでいます。

今後は、商工会を中心に経営指導・相談の更なる充実、専門コンサルタントの招聴、専門化・高度化する消費者ニーズに的確に対応できる次代の人材の育成、接客マナーの向上、他産業との連携、新規創業や事業拡大の支援など、あらゆる手立てを講じ、商店街の持続的な活性化と安定した雇用の確保に取り組む必要があります。

本町における製造業は、事業所数及び従業員数とも減少が続いており、相対するよう出荷額も減少傾向にあります。特に、事業所数のほとんどを占める従業員29人以下の零細な事業所の減少が顕著であり、今後は、後継者の育成に努めるとともに地域資源の有効活用や高付加価値製品の開発等の取組みを促進していく必要があります。

その一方で、雇用創出効果の高い製造業の誘致のほか、地場産品の加工場を設置する等、町内の雇用確保や、地域内経済循環上昇に一層取り組む必要があります。

#### ■ 宿泊業・観光関連産業における課題

平成25年度に野辺地駅前に駐車場を整備しましたが、まだ本町の観光スポットの多くが大型バスの駐車スペースが十分でないことや、既存の観光資源がうまく活用できていないことなどから、下北半島への観光ルート上にあるものの、少なからず通過されてしまうのが現状です。また、下北縦貫道の開設により、中心商店街を通らず下北半島へ行くことも可能となっています。さらに、東北新幹線七戸十和田駅からの二次交通の整備が不十分であることもあり、観光客を迎え入れる体制には多くの課題が残っています。

古くから貿易港として栄えた本町のシンボルとして復元北前型舟才船「みちのく丸」の譲渡を受けたことにより、観光物産施設の建設と併せて、本町の観光を大きく変えるチャンスを迎え、早期の活用施策の実施が望まれています。

こうした中で今後、本町の観光振興を図るため、町民と行政、関係団体などの連携をなお一層強化しながら、観光客を迎えるという全町挙げての“心のこもったおもてなし”の高揚に努めていくことが重要となっています。さらに既存の観光資源の有効かつ高度な活用方法を検討するとともに、新たな観光ルートの開発や観光基盤の整備・充実、効果的な情報発信などにより、交流人口の増加に努めていくことが求められています。

#### ■情報通信・情報サービス業等における課題

パソコンや携帯電話など、情報通信技術の飛躍的な発展により、私たちの日常生活も便利になっていますが、一方で、情報の地域・個人格差やプライバシーの侵害など負の側面もあります。

これらの問題に対応し、誰もが安心して便利に高度情報化社会の恩恵を享受できるよう、町民に対し情報化社会の正しい知識を伝えていくとともに、安全で適正な地域情報化社会の体制づくりに取り組んでいく必要があります。

また、行政の情報化や通信基盤整備を積極的に推進し、町民サービスの向上と開られた行政の推進に努めていく必要があります。

## 5. 産業振興の対象とする事業が属する業種

本計画における産業振興の対象業種を、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等とします。

## 6. 事業の振興のために推進しようとする取り組み・関係団体等の役割分担

### (1) 野辺地町の取り組み

#### ○租税特別措置の活用促進

工業用機械等の取得等にかかる特別償却制度等の町内事業者への周知や利用相談を商工会等と連携しながら実施し、設備投資を促進します。また、半島振興対策実施地域において固定資産税の不均一課税の措置を行います。

#### ○企業誘致の促進

① 新たな雇用の創出と定住人口の増加を図るため、野辺地工業団地（旧サントリ一跡地）への企業誘致を推進します。また、町独自の創業及び既存事業を拡大する事業者に対しての一部補助制度の促進を図ります。

- ② 空き店舗や空き家を活用した起業を促進します。また、新たに借り入れ又は購入して開業する事業者に対して、施設改修費の一部について補助金を交付します。
- ③ 過疎地域や半島地域における企業進出・誘致に対する税軽減措置や助成金交付制度の適切な運用と啓発に努めます。
- ④ 周辺地域における産業プロジェクトや製造業の立地動向などの情報収集に努め、関連する産業の誘致を図ります。
- ⑤ 積極的にトップセールスを行い、企業との信頼関係を構築します。

## ○農林水産業における取り組み

### 【農林業の基本施策】

#### ■生産体制の強化・拡大

- ①町全域を対象とした「人・農地プラン」に基づき、「農地中間管理機構」を活用した農地の利用集積を進め、農業委員会の農地パトロールによる指導により耕作放棄地の発生防止を図るとともに、土地利用の高度化の基本となる農業生産基盤の円滑な整備促進を図り、遊休農地の活用に努め、農地の有効利用を促進します。
- ②循環型・環境保全型農業を推進して認定農業者・認定新規就農者の掘り起しを行い、また、農業次世代人材投資事業などの制度を活用して農業後継者や新規就農者の確保や、次代の農業を担う担い手の確保・育成を図るとともに、集落営農組織などへの組織化の促進や、農作業の省力化・合理化に努め、高齢者や定年退職者、女性などが農業に従事できるよう、農作業の受委託体制の整備や家族経営協定の締結などの条件整備を進めます。
- ③耕畜連携により、高品質で安価な堆肥を製造・供給し、農薬・化学肥料の削減と畜産排泄物の有効活用に繋げ、循環型・環境保全型農業の構築を目指します。
- ④生産から流通までの合理化を図るとともに、生産物の質的拡大による経営の安定化を促進します。また、多業種との連携による、地場産品（加工品等）の開発、販売を推進します。
- ⑤野辺地葉つきこかぶやながいもなどの、郷土特産農作物生産の維持拡大に必要な支援に努めます。

#### ■魅力ある農林業の振興

- ①土づくりの重視と有機・減農薬作物の奨励、使用済み農業用資材回収の徹底など、人と環境にやさしい農業生産の振興を図ります。
- ②森林資源の保全・整備を図るため、関係団体と連携して、適正な保育・間伐と計画的な伐採に努めます。

#### ■販売・供給体制の整備

- ①町内の学校給食などへの農産品等の販売を強化し、地産地消の拡大に努めます。
- ②小規模経営体の組織化を図り、簡易加工品を含めた生産物の販売体

制の構築について検討します。

③優良な農作物の安定的な生産と的確なマーケティングにより、野辺地ブランドの一層の振興を図ります。

④多業種との連携による、地場産品（加工品等）の開発、販売の推進や、産直や契約栽培・販売など、流通システムの多面化を図るとともに、新しい特産品を開発を進めます。

## 【水産業の基本施策】

### ■水産資源の保護・増大

①貝殻など水産系廃棄物の適正処理・リサイクルの推進を図るとともに、海域や河川の環境保全対策や鉱業の適切な許可手続き等を進め、魚介類の住みやすい環境づくりに努めます。

②栽培・資源管理型漁業の取組みを軸に、今後も関係機関と連携しながら放流水質を管理するなど徹底した漁場管理に努め、安定的・持続的な水産物の供給を図ります。

### ■経営基盤の強化

①漁業協同組合などと連携し、制度資金の活用などによる各経営体の経営改善を促進するとともに、水産加工業との協働など多角的な事業展開を誘導します。

②ホタテガイ等の漁獲物の安定供給と漁家収入の増収を図るため、国・県の支援のもと、漁港漁場整備事業、水産物加工施設及び産直施設の整備などにより、生産の源である漁場の整備を進め、安全で安心な水産物の供給ができるよう努めます。

③漁業経営の近代化を図るとともに、漁業者の就労環境の改善を促進し、漁業後継者及び若年就業者の育成・確保に努めます。

### ■消費・流通対策の強化・拡大

①地域が一体となって、水揚げから加工、流通に至る衛生管理体制づくり（地域HACCP\*<sup>1</sup>）の取組みを進めるとともに、消費者ニーズに呼応したトレーサビリティの強化を図ります。

②町内や近隣市町村の学校給食などへの水産加工品等の販売を強化し、地産地消の拡大に努めます。

③野辺地特産「地まきホタテ」のPR活動を促進し、ブランド力の向上に努めるとともに、各種団体と連携し、新たな地場産品、加工品等の開発、販売を推進します。

#### \*<sup>1</sup>地域HACCP

食品衛生管理システムの一つで、Hazard Analysis and Critical Control Point の頭文字をとったもの。食品の原材料生産から加工、流通、販売、消費に至るまでのすべての過程について、工程ごとにHA（危害分析）を行い、危害を防止するCCP（重要管理点）を定め、継続監視しながら危害の発生を未然に防ぐもの。

## ○商工業における取り組み

### 【商業の基本施策】

#### ■魅力ある商業の振興

- ①専門性、娯楽性、飲食の提供や日常生活に密着した品揃え、きめ細かなサービスの提供のほか、新たな業態・業種への転換や高齢者配達サービスの事業化など、消費者ニーズの多様化に対応した事業者の自発的な取り組みを支援し、魅力ある商業の振興に努めます。
- ②新規創業や、他業種進出のほか、経営の安定と施設・設備の高度化を促進するため、国・県など各関係機関の融資制度をはじめ、各種助成制度に関する情報を提供し、経営を支援します。
- ③新しい経営感覚を有する経営者の育成や意欲ある事業者に対し、商工会・関係機関と連携し、経営診断、指導、研修を行うなど、人財育成に努めます。
- ④憩いと潤いのある商業空間づくりのため、緑化などの景観の創出や、歩道や進入路関連施設の改修を検討し進めていきます。
- ⑤下北半島、六景楽市、北部上北3カ町村地域での連携をはじめとした広域活性化を推進します。

#### ■商店街の活性化

- ①美しい沿道景観の誘導や、バリアフリー化、歩道と連携した共用スペース、トイレ、休憩所、街灯、駐車場・駐輪場などの整備、助成制度等を検討し、また除排雪体制の強化やロマン街路灯のLED化を進めるなど、商店街の環境整備に努め、町民が集える交流空間づくりや、空き店舗の多目的な利用、イベントなどの開催を促進し、来街意欲の高揚を図ります。
- ②商店会相互の連携や誰もが利用しやすい店づくり、サービスの提供などを促進し、魅力ある商店街の形成を推進します。
- ③空き店舗の活用や店舗改装への支援など、新規参入や集客向上を目指した商業環境の整備に努めます。

#### ■地場産業の振興

- ①国・県などの助成制度の活用や、農・工・商・観連携により地場産品開発を推進するほか、地域資源の有効活用や高付加価値化、地産地消による地域内経済循環を高める取り組みを推進します。
- ②消費者ニーズや技術情報の収集、公開に努めるとともに、新しい生産方法や先端技術の導入などに挑戦する人財を育成します。

### 【工業の基本施策】

#### ■地域資源の有効活用と高付加価値製品の開発の促進

- ①工業従事者の育成を支援し、工業起業者を手厚く迎えて農・工・商・観連携の実現を図り、工業振興に努めます。
- ②企業誘致を推進し、雇用の確保と町内からの出荷額の向上に努めます。

③地場製品の加工場の設置を推進し、地域内経済循環の上昇や、県内外への販売促進に努めます。

#### ○観光振興と旅客誘致に関する取り組み

##### 【観光の基本施策】

###### ■観光客受け入れに向けた体制整備

①観光協会をはじめとし、町民、行政、宿泊施設、各産業団体、ボランティア、町出身者などが一体となった観光推進体制の整備を図ります。

②ニーズや戦略を反映した観光戦略を立て、それに基づき駐車スペースの確保や観光案内板の整備などのほか観光客の利便性向上を図るソフト施策を展開し、観光客受け入れに向けた体制づくりに取り組みます。

###### ■観光ルートなどの開発

①近隣市町村との連携による広域観光ルート、野辺地駅を中心とした町内観光ルートの開発や、これらの情報発信に努めるとともに、ボランティアガイドの育成を推進するなど、ホスピタリティー\*<sup>1</sup>向上に向けて取り組みます。

②野辺地葉つきこかぶやホタテガイ等の特産品の生産を体験できる体験型観光の開発に努めます。

\*<sup>1</sup>ホスピタリティー（hospitality）心のこもったおもてなしのこと。

###### ■観光資源の有効活用

①「町の顔」として野辺地駅及び周辺環境整備を推進し、烏帽子岳や十符ヶ浦海水浴場、まかど温泉スキー場、愛宕公園といった資源や、鉄道記念物や土木学会選奨土木遺産にも指定されている日本で最初の防雪林「鉄道防雪原林」の保存・活用に努めるほか、日本遺産構成文化財の「浜町の常夜燈」、復元北前型弁才船「みちのく丸」の利活用や観光物産施設「のへじ生き生き常夜燈市場」等についても協議し、その活用を図り、体験型・周遊型観光事業の創出など新たな活用・誘客方策についても検討しながら、観光資源のブラッシュアップや誘客力向上を目指します。また、本町の観光サービスの拠点である観光物産PRセンターの機能充実を図ります。

②本町の関係団体が組織する実行委員会が開催する「のへじ常夜燈フェスタ」へ継続的に支援し、誘客イベントの充実を図るとともに、のへじ北前応援大使との協力や野辺地町キャラクター「じ〜の」の利活用により、観光客の拡大施策を推進します。

③ホタテガイや野辺地葉つきこかぶ、かわらけつめいなど、特産品の効果的なPRと、県内各地や都市圏への出張観光物販をサポートしていきます。

#### （２）青森県の取り組み

「アグリ」、「ツーリズム」、「ライフ」、「グリーン」の成長４分野において、地域

に根差した産業の創出・強化と外貨獲得に取り組むとともに、各産業分野で顕在化している労働力不足に対応していくため、労働力の確保と生産性の向上に取り組めます。また、人口減少、高齢化、県民の健康づくりなどの課題を、ビジネスにおけるチャレンジのフィールドととらえ、創業・起業を支援することで多様な働き方の実現を目指します。

### **(3) 関係機関の取り組み**

#### **○商工会の取り組み**

経営相談や講演会、講習会を開催し、人材育成の支援、商工振興のための活動等を行っています。また、支援だけではなく、各種イベントを実施し、地域活性化や異業種交流等の地域のネットワークづくりにも取り組んでいます。

#### **○観光協会の取り組み**

観光ガイド等をはじめとする観光情報の発信や「のへじ春まつり」や「のへじ祇園まつり」、復元北前型弁才船「みちのく丸」等を活用した集客イベント等を実施し、また、旅行会社やメディア等へのプロモーション活動など、新たなイベントの企画に取り組んでいます。

### **(4) 関係機関が連携して取り組む事項**

#### **○設備投資の促進等**

金融機関等と商工会が連携し、低利子融資制度の斡旋等に取り組み、設備投資等を促進し、生産技術を向上することに取り組めます。

#### **○経営力の強化**

野辺地町と商工会等が連携して、創業個別相談などを実施することにより、経営の近代化や生産性、経営能力の向上を目指して、企業間の同業種および異業種交流を促進し、相互の体質強化と組織の充実に取り組めます。

#### **○人材の確保**

野辺地町と商工会が連携し、次世代を担う技術者の確保と育成に向けて、企業等の連携を強化し、労働者の定住化、地元雇用の促進に取り組めます。

また、農業協同組合と連携し、地域おこし協力隊の活用と就農移住を目的とした、野辺地葉つきこかぶ生産者となり得る人材育成に取り組めます。

#### **○地域製品のブランド化**

観光協会、農業協同組合等との連携のもとで、野辺地葉つきこかぶをはじめとする地域製品のブランド化に取り組めます。

#### **○地産地消の取り組み**

町内販売業者、旅館、民宿、教育委員会等と連携し、町内で生産された食材を料理や給食に提供するなど、地産地消の取り組みを行います。

#### **○観光機能の強化**

観光協会や町内における農業、商工業者等の連携も含めて、豊かな自然や歴史遺産、地場産品等を活用した農業体験、スポーツ施設を活かした合宿の誘致およ

びイベントのPRを強化して、観光機能の強化を図っています。

## 7. 計画の目標

計画の目標値を下記のとおりとします。

### ■ 計画の目標

設備投資件数 4件

新規雇用者数 8人

内 訳 (設備投資件数・新規雇用者数)

業種	設備投資件数 (件)	新規雇用者数 (人)
旅館業	1	2
農林水産物等販売業	1	2
製造業	1	2
情報サービス業等	1	2

野辺地町産業振興促進計画 工程表

事業		H31.4	H32.4	H33.4	H34.4	H35.4
振興すべき業種を促進するために行う事業	租税特別措置の適用	事業者による措置の活用		事業者による措置の活用		
	地方税の不均一課税に伴う減収補填措置	事業者による措置の活用		事業者による措置の活用		
	その他（補助金等交付財産活用事業等）					
その他						

国税に係る租税特別措置の適用及び地方税の不均一課税に伴う減収補填措置を切れ目なく講じることとし、事業者が不利益を講ずることが無いよう取り組むこととする。

# 野辺地町管内図



